

エネルギー回収型廃棄物処理施設 整備工事及び運営事業

入札説明書

2019年5月



宇城広域連合

エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業
入札説明書

目 次

用語の定義	1
第1章 はじめに	2
第2章 事業の概要	3
1. 事業名	3
2. 事業場所	3
3. 事業対象施設（整備対象施設）	3
4. 施設の立地条件	4
5. 事業期間（予定）	4
6. 事業方式	4
7. 契約の形態	4
第3章 業務の範囲	5
1. 民間事業者が実施する業務の範囲	5
1) 設計・建設業務	5
2) 運営業務	5
3) 業務終了時の引継業務	6
2. 連合が実施する業務の範囲	6
1) 用地の準備	6
2) 処理対象物の搬入	6
3) 本事業の監視	6
4) 副生成物の処分	6
5) 施設見学者への対応	6
6) 建設費及び運営委託料の支払い	6
7) その他	6
第4章 スケジュール（予定）	7
1. 入札公告から契約までのスケジュール	7
2. 委員会の設置	7
第5章 入札参加に関する条件等	8
1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
1) 入札参加者の構成等	8
2) 入札参加者の共通参加資格要件	8
3) 本施設の設計、建設を行う企業	9
4) 運営業務を行う企業	9
2. 事業費予定価格の公表	10
3. 応募に関する留意事項	10
1) 入札説明書等の承諾	10

2)	費用負担	10
3)	入札保証金	10
4)	使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻	10
5)	著作権	10
6)	特許権等	10
7)	提出書類の取扱い	10
8)	連合が提示する資料の取扱い	10
9)	入札延期等	11
10)	参加資格の取り消し	11
11)	入札の辞退	11
12)	落札者の失格	11
13)	契約の締結	11
14)	低入札価格調査	11
15)	その他	11
4.	入札に関する手続	11
1)	募集要項の書類の公表	11
2)	工事場所の確認（現場確認）及び参考資料の閲覧	12
3)	資格審査に係る質問の受付	13
4)	資格審査に係る質問への回答	13
5)	入札参加表明書及び資格審査申請書の提出	13
6)	参加資格の確認（資格審査）	14
7)	参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明	14
8)	募集要項（参加資格を除く）に関する質問の受付	15
9)	募集要項（要求水準書等）の質問に対する回答	15
10)	見積仕様書の提出	15
11)	技術対話の実施	17
12)	技術提案書等及び入札書の提出	17
13)	技術提案書等の基礎審査	18
5.	優秀提案者の選定方法	19
6.	落札者の決定	19
7.	落札者とならなかった者に対する理由の説明	19
8.	落札者選定結果等の公表	19
9.	評価事項	19
第6章	本事業の条件等	20
1.	事業提案に関する条件	20
1)	連合が支払う費用	20
2)	評価内容の担保	20
3)	地元貢献	20
2.	予想されるリスクの責任分担	20
1)	リスク管理の基本方針	20
2)	リスク分担	20
3.	保険への加入	20
4.	再委託の禁止	20

第7章 その他	21
1. 事務局	21
2. 発注支援業務受託者	21
別紙1 事業に係るリスク分担	22
別紙2 入札書作成要領	24
別紙3 本事業のスキーム図（参考）	25

用語の定義

本入札説明書で用いる用語を次のとおり定義する。

- 連合 : 宇城広域連合をいう。
- 関係市町 : 宇土市、宇城市及び美里町の2市1町をいう。
- 本施設 : エネルギー回収型廃棄物処理施設、その他本事業において整備・運営される施設・設備の総称をいう。
- 処理対象物 : 連合関係市町で発生し、本施設に搬入する可燃性の生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物等をいう。
- DBO方式 : 公共が資金調達し、Design(設計)、Build(施工)、Operate(運営)を一括して民間に委託する方式をいう。
- 民間事業者 : 連合と基本協定契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約（以下3つの契約をまとめて「特定事業契約」という。）を締結し、本事業を実施する者をいう。
- 特別目的会社 : 本事業の運營業務を実施するために、民間事業者が会社法(平成17年法律第86号)上の株式会社として連合構成内に設立する会社をいう。
- 建設請負事業者 : 民間事業者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する企業または特定建設工事共同企業体をいう。
- 運營業務者 : 本施設の運營業務を行う特別目的会社をいう。
- 基本協定 : 本事業の落札者として決定したことを確認し、特別目的会社の設立及び特定事業契約の締結に向けて、連合と落札者との間で締結する協定をいう。
- 参加表明者 : 本事業の入札に参加するため、入札参加表明書及び資格審査申請書類を提出する企業又は企業グループをいう。
- 入札参加者
構成員 : 参加表明者のうち、資格審査を通過した者をいう。
: 本事業の入札に複数の企業で参加する企業グループを構成する企業のうち、特別目的会社に出資する企業をいう。
- 応募グループ : 本事業の入札に複数の企業で応募する場合において、構成員からなる企業グループをいう。
- 代表企業 : 単独の企業で本事業に参加する場合には、当該企業を指し、応募グループで参加する場合には、構成員を代表して、応募手続等を行う企業をいう。
- 協力企業 : 本事業を実施する企業のうち、特別目的会社に出資しない企業で事業開始後、建設業務及び運營業務について一部を、建設請負事業者又は運營業務者から請負することを予定している企業をいう。
- 委員会 : 本事業の実施に際して必要となる事項の検討、及び提案審査を行う目的で、連合が設置する学識経験者等で構成される総合評価委員会をいう。
- 募集要項 : 本事業の入札公告の際に配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書、様式集などの資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件、事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
- プラント : 本施設のうち、処理対象物を焼却処理及び焼却処理のための前処理をするために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。

第1章 はじめに

宇城広域連合（以下「連合」という。）は宇土市、宇城市、美里町の2市1町で構成されている。

本地域のごみ処理は、連合所管の「宇城クリーンセンター」で行っているが、稼働後約20年が経過し、施設の老朽化が進行していることから、環境に配慮された安全安心で効率的なごみ焼却施設の建設が重要課題である。このため、連合では将来に亘って安全かつ安定的なごみ処理ができる体制を構築するため、2024年4月の稼働を目指した新ごみ焼却施設の整備を進めることとした。

この入札説明書（以下「本説明書」という。）は、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者選定のための総合評価一般競争入札に適用されるものであり、連合が、本事業に係る入札への参加を希望するもの（以下「入札参加者」という。）に対し、入札のあり方を説明するとともに、落札者決定（建設工事請負契約・運営業務委託契約の締結まで）までの全体の手続きを明示・公開して、透明性を確保するための資料として配付するものである。

本事業に係る参加者は、本説明書に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で、本説明書に沿って、本事業の目的に合った条件で、入札に必要な書類（以下「入札書等」という）を提出するものとする。

なお、本説明書に併せて配付する「契約書案」、「落札者決定基準書」、「様式集」も本説明書と一体の資料とし、「入札説明書等」と定義する。また、入札書等の募集に際し、下記書類を連合ホームページにて公表しているため、確認すること。

- ① エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業 入札説明書等
（入札説明書、契約書案、落札者決定基準書、様式集）
- ② エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業 要求水準書
（要求水準書、要求水準書添付資料）

第2章 事業の概要

本事業における施設の整備及び運営は公設民営（DBO方式）により実施する。

事業者として選定された企業又は企業グループ（以下「落札者」という。）は落札者単独又は特定建設工事共同企業体を設立し、本施設の設計・建設に係る業務（以下「設計・建設業務」という。）を行う。

さらに、落札者は、特別目的会社を設立し、20年の運営期間にわたって、本施設の運営に係る業務（以下「運営業務」という。）を行うものとする。

なお、落札者は、約35年間のプラント稼動を前提として設計・建設を行うこととする。ただし、当初の20年間の運営に当たっては、特別目的会社を設立して対応にあたるものとする。

1. 事業名

エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事及び運営事業

2. 事業場所

熊本県宇城市松橋町萩尾 1775-3

3. 事業対象施設（整備対象施設）

事業対象施設の概要は次のとおりである。

項目	概要
処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	95t/日以下の提案とする
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ式
処理対象品目	可燃ごみ（生活系、事業系） 可燃性残渣（既存リサイクルプラザより） し渣 し尿脱水汚泥（助燃剤） その他ごみ 災害廃棄物
年間処理計画量 （2024年度）	24,069 t/年（災害廃棄物を除く）

4. 施設の立地条件

施設の立地条件は次のとおりである。

項目	概要
敷地面積	約 68,000 m ² (うち建設面積 約 12,000 m ²)
土地利用規制	都市計画区域 指定なし 用途地域 指定なし 防火地域 指定なし 高度地域 指定なし 建ぺい率 70%以内 容積率 200%以内 都市施設 ごみ処理施設 日影規制 指定なし

5. 事業期間 (予定)

設計・建設期間：契約締結日の翌日 (2020年7月) ~2024年3月末 (3年9ヶ月)

運営期間：2024年4月~2044年3月 (20年)

6. 事業方式

本施設の整備・運営は公設民営 (DBO方式) により実施する。

7. 契約の形態

連合は、落札者に設計・建設業務及び運営業務を一括して委託し、若しくは請け負わせるために、本事業に関する基本協定を落札者と締結する。

また、連合は基本協定に基づき、落札者のうち本施設の設計・建設業務を担当する者 (以下「建設請負事業者」という。) と、本事業に係る建設工事請負契約 (以下「建設工事請負契約」という。) を締結する。

さらに、連合は基本協定に基づき、落札者が運営業務のために設立する特別目的会社 (以下「運営事業者」という。) と、本事業に係る運営業務委託契約 (以下「運営業務委託契約」という。) を締結する。

第3章 業務の範囲

1. 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1) 設計・建設業務

- (1) 建設請負事業者は、連合と締結する建設工事請負契約及び連合の定める要求水準並びに関係法令等に基づき、本施設の設計・建設業務を行うこととする。
- (2) 設計・建設業務については、プラント工事、建築工事及び建築設備工事、土木工事及び外構工事及びその他本事業の実施に必要な工事を行うものとする。なお、建設範囲の詳細は要求水準書に示すこととする。
- (3) 本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続関連業務、本施設の試運転及び引渡性能試験を行うこととする。
また、建設請負事業者は、要求水準書及び建設工事請負契約書等に明記されていない事項であっても、工事の目的及び施工上当然必要と思われるものについては、連合の指示に従い、建設請負事業者の負担と責任において達成しなければならないものとする。
- (4) 建設請負事業者は、建設業務の実施に当たり、工事・資材の調達等について、可能な限り地元貢献に配慮するものとする。

2) 運営業務

- (1) 運営事業者は、連合と締結する運営業務委託契約に基づき、本施設の運営業務として、ごみの受け入れ、受入供給設備・燃焼設備・燃焼ガス冷却設備・排ガス処理設備・余熱利用設備・通風設備・灰出し設備・搬出設備・排水処理設備等の運営・管理、エネルギー利用、用役管理、維持管理業務（機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、清掃、保安警備、環境管理、情報管理業務等を行うものとする。
- (2) 運営事業者は、焼却炉より排出された灰（以下、「焼却灰」という。）及び集じん装置、ボイラその他排ガス処理工程で捕集された灰（以下、「飛灰」という。）等の副生成物を、貯留及び連合が指定する民間委託業者の運搬車両への積込みを行うものとする。なお、焼却灰及び飛灰の運搬、資源化・処分費用は連合が負担する。
また、リサイクルプラザから排出された可燃性残渣は、連合が運搬し、エネルギー回収型廃棄物処理施設で焼却を行うものとする。
- (3) 運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電等を行い、本施設の所内での利用等を行うものとする。
また、発電した電力は、敷地内の管理棟、リサイクルプラザ棟、付帯施設（トイレ）、付帯設備（既設外灯）にも送電するものとし、施設の余剰電力に係る売電収入は、連合と運営事業者で折半するものとする。
- (4) 運営事業者は、施設見学者に対して連合と連携して適切な対応を行うこととする。
- (5) 運営事業者は、本施設の運営・維持管理に関して住民等から意見を受けた場合、初期対応を行い、速やかに連合に報告するものとする。
また、民間事業者は必要に応じて連合と協議の上、資料を作成し、住民との協議へ参加することとする。
- (6) 運営事業者は、業務の実施に当たり、工事・資材の調達等について、可能な限り地元貢献に配慮するものとする。

- (7) 運営事業者は、業務の実施に当たり、リサイクルプラザ棟への給水及びリサイクルプラザから発生した排水の処理を行うとともに、付帯施設への給水も行うものとする。

3) 業務終了時の引継業務

連合は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定である。したがって、本施設の解体撤去は本事業の範囲には含まれない。

連合は、事業期間終了前に、終了後の本施設の運営方法について検討するものとするが、建設請負事業者及び運営事業者は、連合の検討に際して以下の事項に関して協力することとする。

- (1) 建設請負事業者、運営事業者及び連合が所有する図面・資料の開示
- (2) 新たな運営事業者による本施設及び運転状況の視察の受入
- (3) 運営業務全般に係る指導
- (4) 運営期間中の財務諸表並びに以下の項目に関する費用明細等の提出
 - ア 人件費 イ 運転経費 ウ 維持管理費
 - エ 調達費 オ その他連合が要望する書類等

2. 連合が実施する業務の範囲

連合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

1) 用地の準備

本事業を実施するための建設地については確保している。

2) 処理対象物の搬入

連合及び関係市町は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象ごみの搬入を行う。

3) 本事業の監視

連合は、設計・建設業務において、設計内容の承諾及び工事の監理・監督を行う。また、運営業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

4) 副生成物の処分

連合は、運営期間中において、本施設から発生する副生成物（焼却灰、飛灰）の資源化・処分（運搬含む。）を行う。

5) 施設見学者への対応

連合は、施設見学者について、運営事業者と連携して適切な対応を行うこととする。

6) 建設費及び運営委託料の支払い

連合は、宇城広域連合会計事務規則等に基づき、建設費を建設請負事業者へ、運営委託料を運営期間にわたって運営事業者を支払う。

7) その他

連合は、本施設の設計・建設に係る「循環型社会形成推進交付金」の活用を前提とした交付金の申請手続等を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を行う。

第4章 スケジュール（予定）

1. 入札公告から契約までのスケジュール

入札に係るスケジュールは、次のとおりとする。

入札公告から契約までのスケジュール

(1) 入札の公告	2019年5月31日	(金)
(2) 資格審査に係る質問の受付締切	2019年6月10日	(月)
(3) 資格審査に係る質問への回答	2019年6月14日	(金)
(4) 資格審査申請書の受付締切	2019年6月21日	(金)
(5) 資格審査結果の通知	2019年6月27日	(木)
(6) 募集要項（要求水準書等）に関する質問受付締切	2019年7月3日	(水)
(7) 募集要項（要求水準書等）に関する質問への回答	2019年7月17日	(水)
(8) 見積仕様書の提出	2019年9月2日	(月)
(9) 技術対話の実施	2019年12月	
(10) 技術提案書・入札書等の提出	2020年1月	
(11) 非価格要素及び価格審査	2020年3月	
(12) 総合的な評価の実施	2020年3月	
(13) 落札者の決定	2020年3月	
(14) 仮基本協定の締結	(13)の後速やかに	
(15) 特別目的会社の設立	(14)の後速やかに	
(16) 契約詳細の協議	2020年4月以降	
(17) 仮契約（建設工事請負契約・運營業務委託契約）の締結	2020年6月	
(18) 建設工事請負契約の議会議決	2020年7月	
(19) 基本協定・建設工事請負・運營業務委託契約の締結	2020年7月	

2. 委員会の設置

連合は、優秀提案者の選定に係る審査を専門的知見に基づいて実施するに当たって、学識経験者等で構成される総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置している。

第5章 入札参加に関する条件等

1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

参加者は、資格審査申請書提出期限日において、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

1) 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、要求水準書に掲げる業務等を実施する予定の者とする（一つの企業がこれらの役割のいくつかを兼任することを認める。）。なお、代表企業、運營業務を行う企業及び構成員は、特別目的会社に出資を行うこととする。
- (2) 応募グループにあっては、構成員の中から代表企業を定めることとし、入札参加者は、代表企業を兼ねることとする。
- (3) 入札参加者は、設計・建設業務、運營業務のうち一部を担当する協力企業を定めることができる。ただし、プラントの建設業務及び運營業務は、入札参加者または構成員が行うこととする。
- (4) 入札参加者は、代表企業及びその他の構成員を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすることとする。ただし、協力企業については基本協定締結時に明らかにすることとする。
- (5) 代表企業の変更、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。（ただし、特段の事情があると連合が認めた場合は、この限りではない。）
- (6) 代表企業又は応募グループの構成員が、他の代表企業または応募グループの構成員となることは認めない。
- (7) 代表企業と関連会社の関係にある企業が、他の代表企業、応募グループの構成企業となることはできない。
- (8) 同一代表企業が複数の提案を行うことはできない。

2) 入札参加者の共通参加資格要件

代表企業及び応募グループの構成企業は、次の(1)～(8)の要件を全て満たしている者とする。また、代表企業及び応募グループの構成企業のいずれかにおいて、(9)の要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国、熊本県、市町村及びその他公共機関において指名停止を受けていない者であること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
（会社更生法に基づく更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者及び別に定める手続きに基づく競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）

- (6) 現時点で法人税、事業税、消費税（地方消費税も含む。）、地方税を滞納していない者であること。
- (7) 宇城広域連合工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成 19 年宇城広域連合訓令第 14 号）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でない者であること。
- (8) 本事業に関する連合のアドバイザー業務を受託する一般財団法人日本環境衛生センター及び同団体が本業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本若しくは人事面で関連がある者でないこと。
- (9) 平成 31・32 年度宇城広域連合入札参加資格審査申請書の受付を行っており、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「清掃施設工事」の事業の登録を受けている者であること。
ただし、代表企業は、「清掃施設工事」の事業の登録を受けている者であること。

3) 本施設の設計、建設を行う企業

代表企業は以下の要件を全て満たすこととする。

- (1) 建築物の設計及び工事監理に係る業務を行う企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていることとする。
- (2) 建築物の設計及び工事監理に係る業務を行う企業にあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく有資格者であることとする。
- (3) 環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成 10 年 10 月 28 日付け生衛発第 1572 号生活衛生局環境部長通知）に適合する技術資料及び技術を保証する資料等を提示することができることとする。
- (4) プランツの設計・建設を行う企業は、建築業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の最新の総合評定値が 1,100 点以上であることとする。
- (5) プランツの設計・建設を行う企業は、以下の条件に該当する一般廃棄物処理施設の地方公共団体へ元請けとして納入した実績を有することとする。
 - ・2000 年度以降に受注し、2019 年 3 月 31 日時点において、延べ 2 年以上の稼働実績があるストーカ式焼却施設で、1 炉当たり 45t/日以上規模かつごみボイラ発電設備の実績を有していることとする。
- (6) プランツの設計・建設を行う企業は、ストーカ式焼却施設の稼働連続日数 90 日以上の実績を有していることとする。
- (7) 工種毎に配置できる専任の監理技術者を有することとする。

4) 運営業務を行う企業

代表企業又は応募グループを構成する構成員のうち、本施設の運営業務を行う企業は、以下の要件を全て満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、いずれか 1 社が以下の要件を全て満たすこととする。

- (1) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、ごみ焼却施設その他可燃ごみ処理施設のうち、1 炉 45t/日以上規模かつごみボイラ発電設備を有する施設において、2019 年 3 月 31 日時点で延べ 2 年以上の運営管理実績を有していることとする。

- (2) (1)の施設での運営管理実績を有する専門の技術者を運営開始から3年以上特別目的会社に専任で配置し、業務に従事させることとする。

2. 事業費予定価格の公表

本事業の事業費予定価格は以下のとおりである。

建設費	10,703,893,000円	(消費税及び地方消費税を含まない。)
運営委託費	8,772,420,000円	(消費税及び地方消費税を含まない。)

3. 応募に関する留意事項

1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札参加表明書及び資格審査申請書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

入札参加者が負担する本事業の見積に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

3) 入札保証金

入札参加にかかわる保証金の納付は免除する。

4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

見積に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5) 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、連合は入札参加者との協議の上、必要な範囲において、無償で入札説明書等に基づき提出された書類の公表を行うことができるものとする。

6) 特許権等

入札参加者が提出した提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工法等を使用したことに起因する責任は、当該提案を行った入札参加者が負うものとする。

7) 提出書類の取扱い

入札参加者が提出した書類については、変更及び返却はできないものとする。ただし、連合の同意を得た場合は、この限りでない。

8) 連合が提示する資料の取扱い

入札参加者は、連合が提示する資料を、本事業の目的以外で使用してはならない。

また、連合の了承を得ることなく、当該資料を第三者に対し使用させ、又はその内容を開示してはならない。

9) 入札延期等

連合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

この場合、入札参加者は、各自の費用を自己負担するものとし、入札参加者は、連合に対して、損害賠償請求をすることはできない。

10) 参加資格の取り消し

入札公告から落札者決定までの間に、関係者（連合、委員会等）に対し、自己が有利となるような接触等の働きかけを行ったと認められる場合は、参加資格を取り消すことがある。

また、入札公告日から落札者の決定までの間に、本入札説明書に示す「入札参加者の備えるべき参加資格要件」を欠くこととなった場合は、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す。

11) 入札の辞退

技術提案書及び入札書の提出期限までの間は、入札参加者は入札を随時辞退することができる。

入札を辞退する場合は、「入札参加辞退届【様式5】」を連合に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）すること。

12) 落札者の失格

落札者（代表企業及び応募グループの構成企業のいずれかの者）が、連合議会の議決を経て、基本協定書・建設工事請負契約・運營業務委託契約の本契約を締結するまでに、国、熊本県、市町村及びその他公共機関において指名停止を受けたときは、連合は契約を締結せず、これを解除できることとする。

13) 契約の締結

連合と落札者は、募集要項に基づき契約を締結することとする。

14) 低入札価格調査

本事業は、宇城広域連合低入札価格実施要領（平成29年6月1日宇城広域連合告示第9号）に基づく対象工事であるので、調査基準価格に満たない価格で入札された場合は低入札価格調査を実施する。

15) その他

入札説明書等に定めるもののほか、見積に当たって必要な事項が生じた場合には、全入札参加者に通知する。

4. 入札に関する手続

1) 募集要項の書類の公表

募集要項の書類の公表は、次のとおり行う。

(1) 公表日

2019年5月31日(金)とする。

- (2) 公表場所
宇城広域連合ホームページ（本説明書 第7章1. 事務局 に掲載）
- (3) 公表資料
本説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書、様式集

2) 工事場所の確認（現場確認）及び参考資料の閲覧

現場確認及び参考資料の閲覧を希望する者は、【様式1-1】により事前の申込みを行い、【様式1-2】、【様式1-3】の誓約書を提出して実施すること。

- (1) 現場確認及び参考資料の閲覧申込の受付期間
2019年6月3日(月)から2019年6月10日(月)までとする。
(受付時間：午前9時から午後4時)
- (2) 申込書類の提出先と提出方法
提出先 入札説明書類の配布場所に同じ（本説明書 第7章1. 事務局に掲載）
提出方法 様式1-1 申込書：ファックス又はメールによる。

ファックスによる場合は着信の確認を要する。

様式1-2 現場確認に係る誓約書：現場確認当日（持参）。

様式1-3 参考資料の閲覧に係る誓約書：現場確認当日（持参）

- (3) 現場確認及び参考資料の閲覧の期間
2019年6月17日(月)から2019年6月28日(金)までとする。
(受付時間：午前9時から正午及び午後1時から午後4時)
- (4) 閲覧に供する参考資料
閲覧に供する参考資料は以下のとおりとする。

- ・地質調査成果報告書
- ・地形測量図、平面図

必要に応じて、閲覧に供する参考資料を記録したデータCDを貸与する。なお、内部に記録されているデータ等は、本事業における技術提案書類の作成のみに使用し、連合の了承を得ることなく複製、改ざん、配布等を行わないこと。また、貸与したデータCDは技術提案書類の提出期限（2020年1月27日）までに返却すること。

貸与を希望する場合は、上記③の現場確認及び参考資料の閲覧の期間中に、連合事務局へデータCD借用希望の旨を連絡し、後日、参考資料（データCD）借用書（【様式1-4】）に必要事項を記載して、直接連合事務局へ借用に来ること。なお、借用日（訪問日）については、その前日までに連合事務局へ電話連絡等を行うこと。

提出先 入札説明書類の配布場所に同じ（本説明書 第7章1. 事務局に掲載）
提出方法 様式1-4 参考資料（データCD）借用書：借用日当日に持参する。

- (5) 現場確認及び参考資料の閲覧に当たっての留意事項

現場確認及び参考資料の閲覧を行う時間は、午前または午後の3時間以内とし、申込みの状況によっては、広域連合がスケジュール調整を行うので留意すること。

複数の企業による入札参加を想定する等の理由により、複数の企業による現場確認を希望する場合は、その内の1社が代表として、【様式1-1】により申し込むこと。ただしその場合でも、【様式1-2】、【様式1-3】は、現場確認に参加する全ての企業が提出すること。

現場確認及び参考資料の閲覧に当たっては、所属企業が確認できる身分証明書を閲覧者各自が持参すること。

3) 資格審査に係る質問の受付

資格審査に係る質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問の方法

資格審査に係る質問書【様式2】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール(開封通知付き)により提出すること。また、提出に当たっては、表題を「資格審査に係る質問書提出 事務局宛」とすること。持参・電話・ファックス等による質問は受け付けない。

(2) 受付期限

2019年6月10日(月) 午後5時まで

(受付期限日に質問書を送信する場合は、送信後、直ちに、その旨を事務局まで連絡すること。)

(3) 提出先

連合 事務局 (本説明書 第7章1. 事務局に掲載)

(4) 受信確認通知

連合は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、連合からの受信確認通知がない場合には、事務局まで連絡すること。

4) 資格審査に係る質問への回答

資格審査に係る質問については、次のとおり回答するが、電話及び口頭での質問など個別には回答しない。また、本事業に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

(1) 回答方法

次に示す回答期限までに、連合ホームページに公表する。

(2) 回答期限

2019年6月14日(金)まで

5) 入札参加表明書及び資格審査申請書の提出

次により入札参加表明書及び資格審査申請書を受け付ける。

(1) 提出期限

2019年6月21日(金) 午後5時まで

(2) 提出先

連合 事務局 (本説明書 第7章1. 事務局に掲載)

(3) 提出方法

郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)によるものとし、電送による提出は認めない。

なお、受け付け後に、書類等に不備がある場合は補正等を求める場合があるので、本説明書を十分に参照の上、不備がないよう提出すること。

(4) 提出書類

ア 入札参加表明書【様式3-1】

イ 構成員表【様式3-2】 ※応募グループの場合のみ

ウ 事業実施体制【様式3-3】 ※応募グループの場合のみ

エ 資格審査申請書【様式3-4】及び添付書類

- 1) 応募グループの全ての構成員の会社概要・業務経歴書
- 2) 応募グループの全ての構成員の登記簿謄本
- 3) 応募グループの全ての構成員の納税証明書（直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書並びに熊本県の県税及び連合関係市町における法人税等納税義務者にあつては当該納税証明書）（写し）
- 4) 建設業法第15条の規定に基づく、清掃施設工事、土木一式工事、建築一式工事に係る特定建設業の許可証の写し
- 5) 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく、清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書（写し）
- 6) 建築物の設計及び工事監理に係る業務を行う企業にあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者である証明書
- 7) 環境省（旧厚生省）の策定した廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針（平成10年10月28日付け生衛発第1572号生活衛生局環境部長通知）に適合する技術資料及び技術を保証する資料等
- 8) 「第5章 1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件」を満たすストーカ式焼却施設の施工実績【様式3-5】及び当該工事請負契約書等（写し）
- 9) 「第5章 1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件」を満たすごみ焼却施設その他可燃ごみ処理施設の運営管理実績【様式3-6】及び当該事業請負契約書等（写し）
- 10) 清掃施設工事に対応する監理技術者（専任配置予定）の経歴書【様式3-7】、監理技術者と所属会社との雇用関係を明らかにする書類及び法令による資格者証等（写し）
- 11) 土木一式工事に対応する監理技術者（専任配置予定）の経歴書【様式3-8】、監理技術者と所属会社との雇用関係を明らかにする書類及び法令による資格者証等（写し）
- 12) 建築一式工事に対応する監理技術者（専任配置予定）の経歴書【様式3-9】、監理技術者と所属会社との雇用関係を明らかにする書類及び法令による資格者証等（写し）
- 13) 委任状【様式3-10】 ※応募グループの場合のみ
- 14) 印鑑証明書及び印鑑届（様式自由：応募グループの全ての構成企業について、実印を押印の上、本事業の入札手続等に使用する印鑑及びその使用者を届けること）
- 15) 暴力団排除の誓約書（構成員全ての企業が提出すること）【様式3-11】

6) 参加資格の確認（資格審査）

連合は、提出された入札参加表明書及び資格審査申請書等により、入札参加者が資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

参加資格の確認結果については、2019年6月27日（木）付で入札参加者（複数企業からなる場合は代表企業）に対し、書面にて通知する。

ただし、参加資格確認から契約締結までの期間に入札参加者が上記資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

7) 参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格を有しないと認められた者は、連合に対し、その理由の説明を求めるこ

とができる。

- (2) 前号の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を2019年7月3日(水) (ただし、土曜日、日曜日を除く。)までに、連合事務局に提出するものとする。

【書面の提出方法は、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)のみとし、持参・ファックス・電子メール等によるものは受け付けない。】

- (3) 前号の説明を求めた者に対する回答は、2019年7月10日(水)までに書面により行う。

8) 募集要項(参加資格を除く)に関する質問の受付

募集要項(参加資格を除く)の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- (1) 質問の方法

募集要項(参加資格を除く)に関する質問は、募集要項に関する質問書【様式4】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール(開封通知付き)により個別に提出すること。また、提出に当たっては、表題を「募集要項に関する質問書提出事務局宛」とすること。持参・電話・ファックス等による質問は受け付けない。

- (2) 受付期限

2019年7月3日(水) 午後5時まで

(受付期限日に質問書を送信する場合は、送信後、直ちに、その旨を事務局まで連絡すること。)

- (3) 提出先

連合事務局 (本説明書 第7章1. 事務局に掲載)

- (4) 受信確認通知

連合は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、連合からの受信確認通知がない場合には、事務局まで連絡すること。

9) 募集要項(要求水準書等)の質問に対する回答

募集要項(要求水準書等)に係る質問については、次のとおり回答するが、電話及び口頭での質問など個別には回答しない。また、本事業に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

- (1) 回答方法

次に示す回答期限までに、連合ホームページに公表する。

- (2) 回答期限

2019年7月17日(水)まで

10) 見積仕様書の提出

入札参加者は、次により見積仕様書を提出すること。

- (1) 提出期限

2019年9月2日(月) 午後5時まで

- (2) 提出先

連合事務局 (本説明書 第7章1. 事務局に掲載)

- (3) 提出方法

郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)のみとし、その他の方法は認め

ない。

(4) 提出書類

見積仕様書（正本1部、副本4部及び電子データとしてCD-ROMにより別途1部提出すること。）

※見積仕様書には、会社名やロゴマークは一切使用しないこととし、参加資格確認結果の通知に記載されている入札参加者記号を記入すること。

見積仕様書として提出する書類の内訳は、以下のとおりである。

1) 施設概要説明書

(1) 各設備概要説明

- ①主要設備概要説明書
- ②各プロセスの説明書
- ③独自の設備の説明書
- ④焼却炉制御の説明書（燃焼温度制御、蒸気発生量制御、自動燃焼制御等）
- ⑤排ガス処理設備の説明書（排ガス温度制御を含む）
- ⑥蒸気発生量制御の説明書
- ⑦非常時における説明書

(2) 工事仕様書

- ①総則
- ②機械設備工事仕様書
（形式、数量、性能、寸法、構造、材質、操作条件、付属品等）
- ③土木建築設備工事仕様書
- ④運営事業仕様書

(3) 設計計算書

- ①性能曲線図
- ②物質収支
- ③熱収支（熱精算図）
- ④用役収支
- ⑤火格子燃焼率
- ⑥燃焼室熱負荷
- ⑦ボイラ関係計算書（通過ガス温度等）
- ⑧発電効率計算書

(4) 図面

- ①施設全体配置図、全体動線計画図
- ②工場棟、管理棟及び計量棟立面図
- ③工場棟各階機器平面図
- ④管理棟各階平面図
- ⑤計装制御系統図

(5) 運転管理条件

(6) 労働安全衛生対策

(7) 公害防止対策

(8) 工事工程表

11) 技術対話の実施

見積仕様書を提出した入札参加者を対象として、リスク分担・リスク回避等に係る基本的な考え方を統一することを目的とした技術対話を実施する。

技術対話の実施方法の詳細は、入札参加者に対し後日通知する。

12) 技術提案書等及び入札書の提出

入札参加者は、次により技術提案書等及び入札書を提出すること。また、提出日等については、入札通知書に記載するものとする。

なお、提出書類の種類及び部数は、次表のとおりとし、電子データとしてCD-ROMにより別途2部提出すること。

提出書類		部数
技術提案書類提出書【様式6】		1部
入札書等	入札書【様式7】	1部
	確約書【様式8】	1部
	事業計画書【様式9】(Word版の鑑及びExcel版の別添一式)	1部
技術提案書等	設備仕様・設計仕様・図面に関する提案【様式10-1～10-3】	正1部 副15部
	特定要求事項に関する提案【様式11-1～11-12】	
	添付資料	正1部 副15部
電子データ(様式9、様式10、様式11、添付資料)		正2部

① 入札書及び工事費内訳書の作成要領

ア 入札書及び工事費内訳書は、本説明書巻末の「別紙2 入札書作成要領」に従って作成すること。

イ 入札額には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

ウ 入札書及び工事費内訳書は封筒に入れ封かんし、事業名・宛先・入札参加者の企業名及び参加資格確認結果の通知に記載されている入札参加者記号を記入すること。また、封筒には「入札書在中」と朱書きを行うこと。なお、封筒の色・サイズ・封かん方法については指定しない。

② 入札参加者

入札参加者は、確約書【様式8】を入札書と併せて提出しなければならない。

③ 入札(開札)の手順

ア 開札は、当該入札事務に関係の無い職員立ち合いのもと行う。

イ 入札価格が、連合が設定した予定価格の制限を越えている場合は失格とする。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札(2回目)は行わない。

ウ 宇城広域連合低入札価格調査実施要領に基づき、実施するものとする。

エ 入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、「落札

者決定基準」に従って点数化を行う。

④ 設備仕様・設計仕様・図面に関する技術提案書

設備仕様・設計仕様・図面に関する技術提案書として提出する書類の内訳は、以下のとおりである。

ア 施設概要説明書【様式10-2】

- A) 各設備概要説明
- B) 施設全体配置図、全体動線計画図
- C) 工場棟、管理棟及び計量棟立面図
- D) 工場棟各階機器平面図、断面配置図等
- E) 管理棟各階平面図
- F) 計装制御系統図
- G) 電気設備主要回線単線系統図
- H) 鳥瞰図（イメージパース）
- I) 設計基本数値計算書及び図面
- J) 運転管理条件
- K) 労働安全衛生対策
- L) 公害防止対策
- M) その他提案内容の補足説明資料等

イ 設計仕様書【様式10-3】

要求水準書の各章に準じて作成すること。

- 第1編 総則
- 第2編 施設整備に係る事項
 - 第1章 基本事項
 - 第2章 機械設備工事仕様
 - 第3章 土木建築工事仕様
- 第3編 運営事業に係る事項

⑤ 特定要求事項に関する技術提案書

特定要求事項に関する技術提案書として提出する書類の内訳は、以下のとおりである。

ア 施設整備の基本方針に対する計画【様式11-2～11-11】

イ 地域特性に配慮した計画【様式11-12】

⑥ 技術提案書作成要領

技術提案書は様式集を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き、日本工業規格「A4判」縦置き横書き左綴じとする。また、提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。

ただし、図表に用いる文字はその限りではない。提案書には、会社名やロゴマークは一切使用しないこととし、参加資格確認結果の通知に記載されている入札参加者記号を記入すること。

13) 技術提案書等の基礎審査

連合は、資格審査を合格した入札参加者から提出された技術提案書等について、審査を

行う。この結果、書類の不備・不足が確認された場合は失格とする。審査の結果を書面により入札参加者へ通知する。

(1) 審査する内容

- ・入札説明書に示した提出書類が全て揃っていること。
- ・提出書類が入札説明書に示した方法で提出されていること。
- ・要求水準書に対する重大な不整合（性能に関する不整合、同一事項に対する2通り以上の提案、提案事項の齟齬・矛盾等）がないこと。

(2) 技術提案書の審査結果通知日

2020年3月（郵送により通知）

5. 優秀提案者の選定方法

落札者決定基準書に基づき、優秀提案者の選定を行う。

6. 落札者の決定

- ① 広域連合長は、総合評価委員会による優秀提案者の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。
- ② 結果は、2020年3月（予定）に、入札参加者（応募グループの場合は代表企業）に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

7. 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- ① 入札参加者で落札者とならなかった者は、その理由の説明を連合に求めることができるものとする。
- ② 前号の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を所定の期日（詳細は別途通知）までに連合事務局に提出するものとする。
【書面の提出方法は、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)のみとし、持参・ファックス・電子メール等によるものは受け付けない。】
- ③ 前号の説明を求められた場合、連合は当該書面を受理した翌日から起算して10日以内（宇城広域連合の休日を定める条例（平成19年宇城広域連合条例第2号）第1条に規定する連合の休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

8. 落札者選定結果等の公表

連合は、委員会による審査結果を踏まえ落札者を決定し、その結果を公表する。また、各参加者に対して速やかに書面にて通知する。

9. 評価事項

落札者決定基準書に示す。

第6章 本事業の条件等

本事業の実施に係る条件等は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて技術提案書類を作成すること。

1. 事業提案に関する条件

1) 連合が支払う費用

① 建設費及び運営委託料の支払い

連合は、宇城広域連合会計事務規則等に基づき、建設費を建設請負事業者へ、運営委託料を運営期間にわたって運営事業者へ、落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を支払う。

② 提案に当たっての留意事項

入札参加者は、本施設の建設費について「循環型社会形成推進交付金」及び地方単独事業に相当する費用を合わせたものとして項目ごとの内訳書を提出すること。

2) 評価内容の担保

入札参加者は、技術提案事項について施設供用開始後も責任あるものとする。

3) 地元貢献

入札参加者は建設に際して、可能な限り連合圏内の事業者へ工事及び資材調達の発注を行うこと。

なお、連合圏内の事業者とは、連合管内（宇土市、宇城市、美里町）に本社又は支社等の所在地を有する企業とする。

2. 予想されるリスクの責任分担

1) リスク管理の基本方針

施設の設計及び建設に係る責任は建設請負事業者が、運営に係る責任は運営事業者が負うものとし、連合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、連合が責任を負う。ただし、その責任の所在が明らかでない場合は、連合と建設請負事業者又は運営事業者が協議の上、決定する。

2) リスク分担

予想されるリスク及び連合と建設請負事業者又は運営事業者との責任分担は、「別紙1 事業に係るリスク分担」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、建設工事請負契約及び運営業務委託契約で定める。

3. 保険への加入

建設請負事業者は、建設工事保険又は組立保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）及び請負者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。

運営事業者は、火災保険又は請負者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。）に加入すること。

4. 再委託の禁止

建設請負事業者及び運営事業者は、事業の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負

わせてはならない。ただし、請負事業者が予め書面により、事業の一部について外部に委託し、又は請け負わせることについて連合の承諾を得た場合はこの限りではない。

第7章 その他

1. 事務局

本事業の入札に係る事務は、次の者が取り扱うものとする。

宇城広域連合 環境施設整備課施設整備係

住 所：〒869-0532 熊本県宇城市松橋町久具396-2

電 話：0964 - 32 - 4153

ファックス：0964 - 32 - 4152

電子メール：shisetsuseibi@uki-kouikirengo.or.jp

ホームページ：<https://www.uki-kouikirengo.or.jp/>

2. 発注支援業務受託者

本事業の入札に係る発注支援業務は、次の者が取り扱うものとする。

一般財団法人 日本環境衛生センター 西日本支局

住 所：福岡県大野城市白木原3丁目5番11号

別紙1 事業に係るリスク分担

事業に係るリスク分担(1/2)

期間	リスク項目		概要	分担	
				連合	民間事業者
1 全 般	制度関連	制度・法令変更	関係法令・許認可の変更等に係るリスク	○	
		税制変更	民間事業者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税率等の変更）、新税の設立に伴うリスク		○
			上記以外の税制度の変更、新税の設立に伴うリスク	○	
		政治	政策方針の変更による操業中止、コスト増大リスク	○	
		許認可取得	民間事業者が取得すべき許認可の遅延リスク		○
	社会環境	住民対応	民間事業者が実施する業務に起因する住民対応に係るリスク		○
			住民対応に伴う管理強化等による操業停止・コスト増大のリスク	○	
		第三者賠償	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等に対する賠償リスク		○
		環境保全	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準不適合に関するリスク		○
	物価変動		インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲内）		○
			インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲外）	○	
	資金調達		民間事業者における本事業実施に際して必要とする資金の調達に係るリスク		○
			連合において本事業実施に際して必要となる資金の調達に係るリスク	○	
	金利変動		金利上昇に伴う民間事業者における資金調達コストの増大リスク		○
			金利上昇に伴う連合における初期投資に係る資金調達コストの増大リスク	○	
	不可抗力		天災等の不可抗力によるリスク	○	(○)
債務不履行		民間事業者の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク		○	
		連合の事由による事業破綻、契約破棄、契約不履行のリスク	○		
2 計 画 段 階	測量・調査	連合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコストの増大リスク	○		
		民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更によるコストの増大リスク		○	
	設計	民間事業者の設計ミス等に基づく遅れによるコストの増大リスク		○	
		連合の要求水準を超える指示に基づいた変更によるコストの増大リスク	○		
	変更	民間事業者の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク		○	
		連合の事由による計画変更、遅延によるコストの増大リスク	○		

○：主たるリスク、(○) 従たるリスク

※上記の「リスク分担表」は目安であり、具体的な内容については、工事請負契約及び運營業務委託契約で定める。

事業に係るリスク分担(2/2)

期間	リスク項目	概要	分担		
			連合	民間事業者	
3 建設 段階	工事遅延	資材調達、工程管理等の民間事業者の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク		○	
		連合の事由に基づく工事遅延によるコストの増大リスク	○		
	工事費増大	民間事業者の事由による工事費の増大リスク		○	
		連合の提示条件不備による工事工程、工事方法の変更による工事費の増大リスク	○		
	既存施設への影響	民間事業者側の事由による既存施設の運営に影響を及ぼすリスク		○	
試運転・引渡性能試験	試運転・引渡性能試験の結果、契約で規定した要求性能未達によるコストの増大、遅延リスク		○		
	試運転・引渡性能試験に要するごみの供給等のリスク	○			
4 運営 段階	運営	ごみ量・ごみ質	搬入する一般廃棄物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のリスク	○	(○)
		性能未達	施設が要求水準書（発注条件）に規定する仕様及び性能の達成に不適合で、改修が必要となった場合のコスト増大リスク		○
			運転維持管理に起因する性能未達		○
		施設瑕疵	事業期間中における施設瑕疵に係るリスク		○
		運営コスト・運転停止	設備機器の運営・維持管理の基準未達によるコスト増大、運転停止リスク		○
			受入した廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク（民間事業者の善良なる管理者として注意義務違反の場合）		○
			受入した廃棄物に処理不適物が混入していた場合のコスト増大、運転停止リスク（民間事業者の善良なる管理者としての注意義務を以てしても排除できない場合）	○	
			その他の運営不備によるコスト増大、運転停止リスク		○
		施設破損	事故・火災等による修復等に係るコスト増大リスク		○
			施設・設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因する施設破損のリスク		○
既存施設への影響	民間事業者の事由により既存施設（リサイクルプラザ等）の運営に影響を及ぼすリスク	○			

○：主たるリスク、(○) 従たるリスク

※上記の「リスク分担表」は目安であり、具体的な内容については、工事請負契約及び運営業務委託契約で定める。

入札書作成要領

1. 金額は、「工事費内訳書【様式9-2】」の工事範囲内事業費の金額とすること。
2. 交付金の交付率は、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に基づき算定すること。
3. 各事業の年度別施工率は、実状に応じた施工率とする。
4. 金額は、千円単位で記入すること。
5. 見積条件は、次のとおりとする。

交付対象事業

- ① 受入・供給設備（搬入・退出路を除く）
- ② 燃焼設備
- ③ 燃焼ガス冷却設備
- ④ 排ガス処理設備
- ⑤ 余熱利用設備・エネルギー回収設備
- ⑥ 通風設備
- ⑦ 灰出し設備
- ⑧ 搬出設備
- ⑨ 排水処理設備
- ⑩ 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑪ 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
- ⑫ 薬剤、水、燃料の保管のための設備
- ⑬ 前各号の設備に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑭ 前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号に代替して設置し使用される備品
- ⑮ 前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑯ 搬入車両に係る洗車設備
- ⑰ 電気・ガス・水道等の引込みに必要な設備
- ⑱ 前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

交付対象外事業

- ① 上記の交付対象事業⑮の建築物のうち、⑧、⑨、⑪及び⑬の設備に係るもの（これらの設備の設置のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く）
- ② ①以外の建築工事
- ③ 土木工事・外構工事
- ④ 構内道路、駐車場
- ⑤ 構内排水設備
- ⑥ 建築機械設備
- ⑦ 建築電気設備
- ⑧ 門・囲障
- ⑨ 植栽
- ⑩ グランド整備
- ⑪ 説明用調度品、説明用パンフレット、予備品及び工具

別紙3 本事業のスキーム図 (参考)

